

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白馬村長 丸 山 俊 郎

市町村名 (市町村コード)	白馬村 (204854)
地域名 (地域内農業集落名)	神城・北城地区 (内山・佐野・沢渡・三日市場・堀之内・飯田・飯森・深空・瑞穂・八方・八方口・切久保・落倉・新田・森上・塩島・立の間・通・野平・大出・白馬町・蔵平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月26日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化や後継者不足により、小規模経営体は離農が進むと予想され、中規模経営体の規模拡大や、新規就農者の確保が必要。
- ・農地の多くは大規模3法人をはじめ、10ha以上の経営体に集積されているが、担い手としてもこれ以上の面積拡大は限界になりつつある。
- ・農地の集積・集約化を進め、作業効率を高める必要があるため、北城南部地区でほ場整備事業を行なっている。今後、北城北部地区でも国の事業採択に向けて地域の合意形成を図る必要がある。
- ・社会的なニーズにより有機農法を行う有機JAS認証者もいるが、まだまだ少数なのが現状。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・主要作物の米を慣行農法と有機農法の両方で取り組むために、可能な限り有機農法のエリアとして住み分けを行い、慣行農法と干渉しないように配慮を求める。
- ・令和8年度に北城南部地区のほ場整備事業完了(予定)に併せ、農業振興地域の総合見直しを実施する予定。基本的な考え方としては地域計画の目標地図の区域を農業振興地域内農用地としたい。
- ・ほ場整備の事業用地では大規模法人により、高収益作物として白ネギ等の栽培を確立する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	664.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	588.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の担い手への貸付意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農業委員及び農地利用最適化推進委員と調整し、貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
北城南部地区において、農地の大区画化・汎用化等のほ場整備事業を令和8年度末までに完了(予定)する。北城北部地区において、ほ場整備事業を計画し、令和7年度末までに国の採択を受ける。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できるドローン等のスマート農業機械を活用した防除作業は、機械を保有する担い手への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップづくりや、電気柵の見回りなどを実施し、草刈り等の適正管理を促す。
- ②有機農法エリアを農振農用地に編入する他、有機農法の支援拡大・継続のため農業再生協議会を通じて支援を行う。
- ③耕作者の減少対策として、スマート農業機械の補助金制度により、担い手不足による人的負担を軽減する。
- ④袖城・北城地域での水田に連続して作付けられているそばは、畑地化を行い切り替えていく。